

第2次健康くまもと21基本計画について

平成28年10月
熊本市健康づくり推進課

目 次

I 第2次健康くまもと21基本計画について	1
(参考資料)	
健康くまもと21推進会議運営要綱	2
健康くまもと21庁内推進会議設置要綱	4
II 推進体制図	7

I 第2次健康くまもと21基本計画について

1 概要

この計画は、健康増進法の規定に基づく「市町村健康増進計画」として、国の基本方針等を勘案し、定めるもので市民の健康づくりのための施策の目標や方向性等について定める。

2 計画期間

平成25年度から34年度（10年間：平成30年度中間見直し）

3 主な内容等

（1）めざすもの（理念）

全ての市民が生涯を通して、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちを市民と協働でつくる

【成果指標】

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| ・健やかにいきいきと暮らしていると感じる市民の割合 | 58.9% (H24) ⇒ 65% (H30) |
| ・自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合 | 68.9% (H24) ⇒ 75% (H30) |

（2）基本目標

① 健康意識の醸成

自らの健康は自ら守るという観点のもと、自己管理能力の向上を目指す。

② 健康分野における地域コミュニティづくり

地域や職場等における支援等、地域社会が取り組む環境づくりを目指す。

③ 健康寿命の延伸

高齢になっても元気に活動できる期間を延ばすことを目指す。

（3）主な施策等

① 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

がん等の生活習慣病の発症予防から推進体制の整備等総合的な対策に取り組む。

② 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、健康づくりを支援する。

また、メンタルヘルス対策等のこころの健康づくりにも取り組む。

③ 健康づくりを進める生活習慣の改善と環境づくり

生活習慣の基本的な構成要素である栄養・食生活、運動・身体活動等の改善これらを取り巻く環境づくりに取り組む。

④ 健康を支え、守るために社会環境の整備

「校区単位の健康まちづくり」に取り組むとともに、食生活改善推進員や8020推進員等のボランティアの育成等を図る。

また、企業・大学等との連携により、食生活の改善等の健康づくりを推進する。

（4）推進体制

外部有識者、関係団体及び市民等で構成する「健康くまもと21推進会議」を設置し、計画の進捗状況等を報告するとともに、各機関の取り組み等の情報共有化を図り、計画を推進する。

また、この会議に「地域職域連携推進協議会」としての機能を位置づける。

健康くまもと 2.1 推進会議運営要綱

制定 平成25年 6月24日市長決裁
改正 平成28年 3月31日健康づくり推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附屬機関設置条例第3条の規定に基づき、健康くまもと 2.1 推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康くまもと 2.1 基本計画に関すること。
- (2) 健康づくりのための事業に関すること。
- (3) 健康づくりのための環境整備に関すること。
- (4) 地域保健、職域保健の連携推進に関すること。
- (5) 市民の健康づくりに必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、25名以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉関係者
- (3) 健康くまもと 2.1 を推進する団体の構成員
- (4) 健康まちづくりを推進する各区の代表者
- (5) 全各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 推進会議は、地域保健法第4条に基づく基本指針等による地域職域連携推進協議会を兼ねる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を総理するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 熊本市情報公開条例（平成10年条例第3.3号）第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

(部会)

第7条 推進会議は、第2条の所掌事務に関する部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

健康くまもと 21 庁内推進会議設置要綱

制定	平成 14 年	9月 27 日健康福祉局長決裁
改正	平成 16 年	7月 7 日健康福祉局長決裁
	平成 16 年	8月 6 日健康福祉局長決裁
	平成 20 年	8月 7 日健康福祉局長決裁
	平成 24 年	3月 21 日健康福祉局長決裁
	平成 24 年	7月 24 日健康福祉子ども局長決裁
	平成 25 年	8月 1 日健康福祉子ども局長決裁
	平成 28 年	3月 31 日健康づくり推進課長決裁

(設置)

第1条 生活習慣病対策をはじめ、各種の健康づくりに関する施策を市民との協働により推進するため、健康くまもと 21 庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康くまもと 21 基本計画に関すること。
- (2) 健康づくりのための事業に関すること。
- (3) 健康づくりのための環境整備に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりに必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、推進委員（別表第 1 に掲げる職にあるものをいう。）をもって組織する。

2 推進会議に座長を置き、座長は健康福祉局保健衛生部長の職にある者をもってこれにあてる。

3 座長は、推進会議を総理する。

(会議)

第4条 推進会議は、座長が召集し、これを主宰する。

(ワーキンググループ)

第5条 座長は、特定の事項、専門的な事項等について調査審議するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 健康くまもと21庁内推進委員

	部署名	職名
1	健康福祉政策課	課長
2	健康づくり推進課	課長
3	国保年金課	課長
4	高齢介護福祉課	課長
5	障がい保健福祉課	課長
6	こころの健康センター	所長
7	医療政策課	課長
8	生活衛生課	課長
9	食品保健課	課長
10	感染症対策課	課長
11	子ども支援課	課長
12	保育幼稚園課	課長
13	生涯学習課	課長
14	スポーツ振興課	課長
15	中央区保健子ども課	課長
16	東区保健子ども課	課長
17	西区保健子ども課	課長
18	南区保健子ども課	課長
19	北区保健子ども課	課長
20	教育政策課	課長
21	健康教育課	課長

座長

保健衛生部長

健康くまもと21基本計画の推進組織について

健康くまもと21推進会議
(兼 地域職域連携推進協議会*)

【目的】

市民の健康の保持増進を図るため、健康くまもと21基本計画、健康づくりのための事業・環境整備を推進することを目的とする

【設置根拠】

熊本市附属機関設置条例第3条

【組織】 委員25名

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、健康くまもと21を推進する団体、健康まちづくりを推進する各区の代表者

※1 地域職域連携推進協議会とは

生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するため、地域保健と職域保健との連携体制を構築する。

部会(がん部会)

【目的】

特定の事項、専門的な事項等について検討を行う。

(がん部会)

がんによる死亡率の減少を目指し、関係団体が連携してがんの予防及びがん検診の受診促進等に取り組むことを目的とする

【根拠法令】 健康くまもと21推進会議運営要綱第7条

【組織】 推進委員の中から部会のテーマに応じ選出

(がん部会)委員14名



健康くまもと21基本計画の推進組織

【目的】

生活習慣病をはじめ、各種の健康づくりに関する施策を市民と協働により推進することを目的とする

【設置根拠】 健康くまもと21庁内推進会議設置要綱

【組織】 庁内推進委員21名

健康くまもと21庁内推進会議設置要綱による

健康くまもと21基本計画の推進組織

【目的】

特定の事項、専門的な事項等について検討を行う

(がん対策ワーキンググループ)

がんによる死亡率の減少を目指し、関係課が連携してがんの予防及びがん検診の受診促進に取り組むことを目的とする。

【根拠法令】 健康くまもと21庁内推進会議設置要綱第5条

【組織】 庁内推進委員から所管事務に関連し選出

(がん対策ワーキンググループ) メンバー9課

